

事業者排出量削減報告書

（宛先） 京都府知事		平成 25年 7月29日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒621-0124 京都府亀岡市西別院町袖原小原ヶ谷11-1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 一志株式会社 代表取締役社長 常次 正弘					
主たる業種	輸送用機械器具製造業				細分類番号	3 1 1 3	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成24年4月から平成25年3月まで						
基本方針	平成20～22年度の温暖化ガス排出量実績に対し、5%以上の削減を達成する。						
計画を推進するための体制	平成23年5月、エネルギー管理統括者、エネルギー企画推進者エネルギー管理者を選任し、特定事業者として省エネ推進体制を整備した。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20～22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,252.8 トン	1,759.7 トン	1,525.7 トン	トン	-27.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,121.2 トン	1,759.7 トン	1,509.9 トン	トン	-22.9 パーセント	
	実績に対する自己評価	電力不足に伴う発電要請に応じて、例年の夏季ピーク調整に加え、冬季ピーク調整を実施したことが大幅な電力使用量の削減に繋がった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量 百万個)	1.87	1.50	1.40		-22.46 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	2回/年（夏、冬）の契約電力低減による電気使用量低減、冬季暖風吸排機の使用制限による燃料使用量低減が効いて原油換算使用量1500KL 下回る。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		12.0 セント	35.0 セント	52.0 セント	セント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	・75KWコンプレッサーのインバーター機へ更新、30KW太陽光発電装置設置。					
	(24)年度	・温風暖房機の使用を止め、重油使用量を0にした。					
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	・特に実施していない。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	・当社、全従業員、自動車通勤のため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	10.5 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合 計	0.0 トン	15.8 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	特になし						
特記事項	24年度は対前年で原油換算エネルギー使用量が100KL以上減となった。夏に契約電力のピーク調整を行い、電力使用量が前年比▲6.7%となったこと、暖房設備の使用休止により、重油使用量が0となったことが奏功した。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。